

大通達甲（警）第18号
令和7年4月1日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長 殿

警察本部長

建設工事に係る競争参加資格認定委員会設置要綱の改正について（通達）

警察本部所管に係る建設工事を一般競争入札に付する場合の競争参加資格の設定及び認定並びに要件設定型一般競争入札に付する場合の競争参加資格の設定を行うための委員会については、「建設工事に係る競争参加資格認定委員会設置要綱の制定について」（令和2年3月25日付け大通達甲（警）第14号）により設置しているところであるが、この度、組織改編に伴い、別添のとおり「建設工事に係る競争参加資格認定委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（会計課管財係）

別添

建設工事に係る競争参加資格認定委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察本部所管に係る建設工事を一般競争入札に付する場合の競争参加資格の設定及び認定並びに要件設定型一般競争入札に付する場合の競争参加資格の設定を行うための委員会（以下「認定委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置及び組織

- 1 建設工事を一般競争入札に付する場合の競争参加資格の設定及び認定並びに要件設定型一般競争入札に付する場合の競争参加資格の設定を行うため、警察本部に認定委員会を置く。
- 2 認定委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てるものとする。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

委員 警務部会計課長

警務部会計課次席

警務部会計課施設管理室長

第3 認定委員会の運営等

- 1 委員長は、認定委員会を必要に応じ招集し、総括するものとする。
- 2 認定委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行するものとする。
- 4 認定委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決定するものとする。
- 5 委員長は、特に必要があると認めるときは、前記1及び2の規定にかかわらず、書面で認定委員会に回議して、認定委員会の会議に代えることができる。この場合においては、前記4の規定を準用するものとする。
- 6 委員会において、一般競争入札の競争参加資格の確認を行った場合は、競争参加資格確認結果表（別記様式）を作成するものとする。

第4 庶務

認定委員会の庶務は、警務部会計課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

競争参加資格確認結果表

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約担当課
- 4 入札公告日

	資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			

備考 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」のうち満たさなかった事項を記載すること。